

2020. 3. 15

ウズベキスタン政府による新型コロナウイルス対策に関する報道について  
(新型コロナウイルス関連・注意喚起)

- 3月15日、国営放送局「ウズベキスタン24」を含む当地複数メディアが、アリーポフ首相が本で行われたブリーフィングにおいて、他国との全航空便の停止、国境自動車道の封鎖を含む全ての国境の封鎖及び出入国の停止、教育機関の臨時休校等からなる、新型コロナウイルス感染拡大防止策を発表したと報じています。(報道内容は下記本文をご参照ください。)。当館より当局に確認したところ、報道内容は政府の決定と相違ないとのことでした。
- 航空便の停止等の措置は3月16日から開始されるとのことであり、現在、当館から関係当局に対し、日本人の出国を認めるよう要請するとともに、当該措置の実施方法、実施期間、30日以内の滞在に限り認められている日本国民に対する査証免除措置に基づいて入国中の旅行者に対する処遇等、詳細について確認をとるべく繰り返し当局にコンタクトをとっているところですが、当局は現時点ではまだ明確な回答をできる状態にないとの説明を繰り返している状態です。
- 当館では引き続き要請・確認を行っていき、新たな情報が判明次第、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、現在、当地に滞在中の方におかれましては、情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。また、近日中に当地を訪問予定の方につきましては、在京大使館、搭乗予定の航空会社等を通じて、十分な確認を行った上、渡航の可否について検討をお願いいたします。

1 報道内容の概要は以下のとおりです。

- (1) 3月16日から、ウズベキスタンは他国との航空便を停止し、自動車道を封鎖する。鉄道の封鎖に関しては決定のためには3日間が充てられている。これは、出入国が停止されることを意味する。
- (2) ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入及び拡大の予防措置プログラム策定特別共和国委員会を率いるアリーポフ首相は、3月15日の閣僚会議におけるブリーフィングにおいて、新型コロナウイルス感染対策のために採択された政府による措置を発表した。
- (3) 就学前、中等及び高等教育施設(私立及び国立)は休校となる。地方に住んでいる生徒らは、公共交通機関において50%の割引を受けることとなる。
- (4) スポーツ、文化、コンサートなどを含むあらゆる大規模行事は中止される。ナヴルーズ及びそれに関連する大規模行事も中止される。国民に対しては人混みを避けるよう勧告が行われる。
- (5) あらゆる国家機関及び非国家機関は会議を行ってはならない。仮に行う場合は遠隔で行うことが推奨される。
- (6) 政府は、宗教施設に対して大規模行事を控えるよう勧告を行った。
- (7) 薬局におけるマスク不足への対策として、その生産量を10倍に増加させる。3月16日よりマスクの輸出は停止される。
- (8) 薬剤や医療品の価格の便乗値上げを行った民間企業に対して警告が発出された。
- (9) アリーポフ首相は、虚偽の情報を拡散したマスコミは、現行の法律に基づいて罰せられる可能性があると言及した。

- (10) 海外に滞在するウズベキスタン国民のためにチャーター便が就航される可能性がある。帰国した者に対しては2週間の検疫措置が講じられる。
- (11) 公共交通機関はその終点において、又は（鉄道の場合は）車庫において、4時間毎に消毒作業を行わなければならない。
- (12) アリーポフ首相は、政府による今次措置が緊急事態によるものであるとまでは言うことができず、同様の措置は世界中のすべての国で講じられていることを強調しつつ、国民に対してパニックに陥らないよう要請した。
- (13) 国民に対する予防相談のために地方に派遣されている医学部の学生は、その希望により帰宅することができる。
- (14) 感染の疑いがある場合、自宅から出ずに架電にて専門家を（家に）呼び、検査を行う旨推奨されている。

2 現在、当館では関係当局に対して、日本人の出国を認めるよう要請するとともに、当該措置の実施方法、実施期間、30日以内の滞在に限り認められている日本国民に対する査証免除措置に基づいて入国中の旅行者に対する処遇等、詳細について確認をとるべく繰り返し当局にコンタクトをとっているところですが、当局は現時点ではまだ明確な回答をできる状態にないとの説明を繰り返している状態です。

3 当館では引き続き要請・確認を行っていき、新たな情報が判明次第、随時、領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、当地に滞在中の方におかれましては、情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。また、当地を訪問予定の方につきましては、在京大使館、搭乗予定の航空会社等を通じて、十分な確認を行った上、渡航の可否について検討をお願いいたします。

（何かあった場合の連絡先）

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：（代表）+998-78-120-8060,（夜間・休日用緊急携帯）+998-91-162-5009

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：（代表）+81-3-3580-3311,（内線）2902,2903